

中間報告項目整理

1. はじめに

- (1) 中間報告の目的
- (2) これまでの審議経過

2. 今般の司法制度改革の基本的理念と方向

- (1) 21世紀の「この国のかたち」
- (2) 司法に期待される役割
- (3) 国民と国家・司法との新たな関係（統治客体意識からの脱却等）
- (4) 改革の眼目

3. 司法を担う人的基盤の拡充

(1) 法曹の質と量の拡充

ア 新たな法曹養成制度の構築

- (ア) 法科大学院
- (イ) 司法試験
- (ウ) 司法（実務）修習

イ 法曹人口の拡大

ウ 裁判所・検察庁の人的体制の充実

(2) 弁護士制度の改革

ア 国民が求める弁護士像（その資質と能力）

イ 改革の視点と具体的方策の検討の方向性

- (ア) 公益性に基づく社会的責務の実践等
- (イ) 弁護士の活動領域の拡大
- (ウ) 弁護士倫理の強化と弁護士自治

(3) 裁判官制度の改革

ア 当審議会の基本的認識

裁判官制度に関してこれまで一般に指摘されてきた問題点等に係る議論の状況を踏まえて

イ 国民が求める裁判官像（その資質と能力）

ウ 改革の視点と具体的方策の検討の方向性

- (ア) 給源の多様化・多元化
- (イ) 裁判官の任命手続の見直し
- (ウ) 裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）

4. 司法を支える制度的基盤の拡充

(1) 利用しやすい司法制度

ア 弁護士へのアクセス拡充

- (ア) 法律相談活動等の充実
- (イ) 弁護士費用（報酬）の透明化・合理化
- (ウ) 弁護士情報の公開

イ 法的サービスの内容の充実

- (ア) 弁護士業務の質の向上・執務態勢の強化
- (イ) 隣接法律専門職種との関係／企業法務などとの関係
- (ウ) 弁護士の国際化／外国法事務弁護士等との関係

ウ 裁判所へのアクセスの拡充

- (ア) 利用者の費用負担の軽減
- (イ) 裁判所の利便性の向上
- (ウ) その他

エ 民事法律扶助の拡充

オ 裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化

カ 司法に関する情報公開の推進

キ 分かりやすい司法の実現

(2) 国民の期待に応える民事司法の在り方

ア 民事司法に対する国民の期待

イ 民事訴訟の充実・迅速化

- (ア) 計画審理
- (イ) 証拠収集手続の拡充

ウ 専門的知見を要する事件への対応強化

- (ア) 専門家の活用
- (イ) 知的財産権関係事件への対応強化
- (ウ) 労働関係事件への対応強化
- (エ) その他

エ 民事執行制度の強化 - 権利実現の実効性確保

オ 司法の行政に対するチェック機能の強化

(3) 国民の期待に応える刑事司法の在り方

ア 刑事司法に対する国民の期待 - その使命・役割 -

(ア) 実体的真実の発見（事案の真相の解明）と適正手続の保障

(イ) 犯罪者の改善更生、被害者等の保護

イ 刑事裁判の充実・迅速化

ウ 被疑者・被告人の公的弁護制度の在り方

エ 新たな時代における捜査・公判手続の在り方

(ア) 新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方

(イ) 被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題

(ウ) 検察官の起訴独占・訴追裁量権の在り方

5. 国民の司法参加

(1) 意義

ア 司法参加拡充の必要性

イ 司法参加拡充の視点

(2) 参加拡充の在り方

ア 裁判手続への参加

イ 裁判官選任過程への参加

ウ 裁判所等運営への参加

エ その他（検察審査会等）

6. おわりに - 最終意見に向けて -

審議会後の検討体制の頭出しも含む。